

議案第55号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区あおやぎ保育園の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。

議案第 55 号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 月 28 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和 36 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区あおやぎ保育園の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。

議案第55号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区あおやぎ保育園の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。

議案第55号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区あおやぎ保育園の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。

議案第55号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区あおやぎ保育園の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。

議案第55号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区あおやぎ保育園の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。